

議案説明書

令和7年4月臨時会

令和7年生駒市議会第3回(4月)臨時会 議案説明会

1 日 時 令和7年4月23日(水) 午前10時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

| | |
|--------|--|
| 議案第33号 | 専決処分につき承認を求めることについて(生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 議案第34号 | 専決処分につき承認を求めることについて(生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 議案第35号 | 専決処分につき承認を求めることについて(生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) |

4 出席議員

| | | | | | |
|-------|------|-------|-------|------|-------|
| 福中眞美 | 白本和久 | 伊木まり子 | 塩見牧子 | 浜田佳資 | 竹内ひろみ |
| 恵比須幹夫 | 成田智樹 | 吉村善明 | 片山誠也 | 改正大祐 | 神山さとし |
| 山下一哉 | 加藤裕美 | 中嶋宏明 | 中尾節子 | 梶井憲子 | 辰巳綾子 |
| 芦谷真治 | 森雄亮 | 橋本宏淳 | 高杉千代子 | | |

5 説明のため出席した者

財 務 部 長 鋤田明年 子育て健康部長 吉村智恵

議案第 33 号 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第 34 号 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

【財務部】

この 2 議案は、令和 7 年 3 月定例会の議会運営委員会において、事前に専決処分の申し入れをしたものですが、「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本年 4 月 1 日から施行しなければならない部分について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分をしたことから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を受けるため、議案を提出するものです。

改正内容については、まず「1 軽自動車税」の「二輪車の車両区分の見直し」に関する改正ですが、本年 11 月から、新たな排ガス規制が適用されることに伴い、現行の原付バイクの区分に新たな区分を設けたものです。

総排気量 125cc 以下のバイクを最高出力 4 キロワット以下という現行の原付バイク並みに制御した車両に対して、「新基準原付」とし、原付の区分に追加しました。

税率については、現行の原付バイクと同じ 2000 円となります。

次に、「2 固定資産税」の「長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の延長等」に関する改正です。

これは、適用期限を 2 年に限り延長するものですが、マンション管理組合の管理者等から減額に関する必要書類等の提出があり、要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合であっても、減額措置を適用することができるよう見直しを行ったものです。

なお、減額割合については、従前のおり 3 分の 1 です。

「3 その他」ですが、説明の箇所以外に、法令の改正による条文の整理等所要の改正を行いました。

次の「生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例」ですが、当該条例についても法令の改正による条文の整理等所要の改正を行ったものです。

最後に、施行期日は生駒市税条例及び生駒市都市計画税条例ともに令和 7 年 4 月 1 日です。

議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

【子育て健康部】

今回の改正については、先の3月定例会の議会運営委員会において、事前に専決処分の申し入れを行いましたが、令和7年3月31日付けで、「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、「生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和7年3月31日付けで専決処分したことから同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

今回の改正については、令和6年度に引き続き、低所得者に係る保険税軽減の対象世帯を拡大するものです。

国民健康保険税については、所得に応じて賦課される応能分である所得割と、応益分として、ひとしく1人当たり賦課される均等割と1世帯当たり賦課される平等割からなります。

このうち、応益分である均等割と平等割については、世帯の所得額により、7割、5割、2割の3段階で軽減しています。

今回は、このうち2割軽減と5割軽減について改正するものです。

「2割軽減の拡大」については、軽減対象となる1人当たり金額を54万5000円から56万円に1万5000円引き上げ、3人世帯の給与収入で、約306万7000円以下が、改正後は約313万1000円以下までの世帯に拡大します。

「5割軽減の拡大」についても、軽減対象となる1人当たり金額を29万5000円から30万5000円に1万円引き上げ、3人世帯の給与収入で、約199万5000円以下が、改正後は約203万5000円以下までの世帯に拡大します。

今回の軽減拡大による保険税の減収は、保険基盤安定制度により全額補填されます。

最後に、施行期日は令和7年4月1日です。